

小浜市生活路線バス高校生等の通学定期乗車券購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の高校生等で小浜市生活路線バス(あいあいバス、名田庄線「流星」)の通学定期乗車券を購入した者に対し助成を行うことにより、小浜市生活路線バスの利用者数の改善を図ることを目的とする。

(助成の要件)

第2条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する高校生等(高等学校に通学する者のほか、これと同じ割引率を受けるとする通学定期乗車券購入者を含む。)を養育する保護者で、市内に住所を有する者。
- (2) 小浜市生活路線バスの通学定期乗車券を購入すること。
- (3) 購入した通学定期乗車券を、有効期限まで利用すること。
- (4) 同一世帯に属する保護者全員が、市税を滞納していないこと。

(助成の内容)

第3条 助成対象者に対し、通学定期乗車券購入代金の50パーセントに相当する金額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の掲げるものに該当する場合は、通学定期乗車券購入代金から、定期期間の1か月につき1,000円を乗じた金額を控除した金額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を助成するものとする。

- (1) ひとり親世帯(ひとり親家庭医療費助成受給世帯または児童扶養手当受給世帯)

(交付申請)

第4条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、通学定期乗車券購入助成申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 通学定期乗車券の写し
- (2) 振込先金融機関等の通帳の写し

2 前項第2号について、前回の申請と同一の振込先を指定する場合は、書類の提出を省略できるものとする。

3 申請は、通学定期乗車券の有効期限内に行わなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、通学定期乗車券購入助成決定通知書(様式第2号)により、当該申請者にその旨通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 市長は、前条の交付決定を行ったときは、申請日の属する月の翌々月末までに、申

請者の指定する金融機関等の口座に、助成金を振り込むものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、交付決定した内容に変更が生じたときは、申請者に対し助成金の決定の全部または一部を取り消し、既に当該助成金を交付したものについては、その全部または一部を返還させることができる。

2 市長は、申請に虚偽または不正があったときは、申請者に対し助成金の決定を取り消し、既に当該助成金を交付したものについては、その全部を返還させることができる。

3 前2項の規定による返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

4 市長は、本人または関係機関に対し、報告を求め、または調査することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に購入した定期乗車券で施行日後も継続して30日以上有効なものについては、施行日から有効期間満了日までの期間について助成の対象とする。この場合における助成の額については、日割りして算出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。